



全体名称	国基準相当	サービスA	サービスC (新設)
事業の種類 (指定)	国基準相当通所型サービス	区独自基準通所型サービスA	区独自基準通所型サービスC
事業の種類 (算定)	通所型サービス (独自) 【国基準相当】	通所型サービス (独自/定率) 【区独自基準】	通所型サービス (独自/定額) 【区独自基準】
略 称	国基準通所サービス	通所サービスA	通所サービスC
サービスコード	A6	A7	A8

<注意>

- ・**要介護の認定を受けた方は、国基準相当・サービスA・サービスCは利用できません！**
※要介護者でも利用できるとされたサービスは、通所サービスBですが渋谷区では実施していません。
- ・**区独自ホームヘルプ**・・・総合事業ではなく高齢者福祉課による横出し・上乗せのホームヘルプサービスです



※ 通所サービスAで加算を算定する場合には看護職員・機能訓練指導員等の配置が必要

		国基準通所サービス (A6)	通所サービスA (A7)	通所サービスC (新設)
対象者		① 入浴が必要な方 ② 長時間利用が必要な方	左記に該当しない方	アクティブ(活動的)な生活習慣を身につけたい方
内容		生活機能向上のための機能訓練	短時間の機能訓練 (入浴は除く)	3か月の短期集中リハビリトレーニング
提供時間		事業所により異なる	90分以上～半日程度	90分以上2時間程度
利用者負担		1割・2割・3割	1割・2割・3割	なし (教材費実費負担は2,000円まで)
人員	管理者	常勤・専従1人以上	常勤・専従1以上 (国基準通所事業所と兼務可)	本体施設・医療機関の管理者が兼務可
	生活相談員	専従1以上	必要としない	必要としない
	看護職員	単位ごとに専従1以上	必要としない	必要としない
	機能訓練指導員	1人以上	必要としない	1人以上
	介護職員	介護職員・単位ごとに 利用者15人までは専従1人以上 16人以上は利用者1人に専従0.2人以上	従事者・単位ごとに 利用者15人までは専従1人以上 16人以上は利用者1人に専従0.1人以上	補助員1人以上



		国基準通所サービス (A6)	通所サービスA (A7)	通所サービスC (A8)
設備	食堂及び機能訓練室等	食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上の面積	サービス提供に必要な場所 2. 3㎡×利用定員以上の面積	サービス提供に必要な場所 2. 3㎡×利用定員以上の面積
	個別サービス計画	要作成	必要に応じて作成	区指定様式で作成
運営	説明及び同意	文書を交付して説明し、同意を得る	文書を交付して説明し、同意を得る	文書を交付して説明し、同意を得る
	提供拒否の禁止	正当な理由なく提供を拒んではならない	正当な理由なく提供を拒んではならない	正当な理由なく提供を拒んではならない
	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、渋谷区、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない	事故が発生した場合は、渋谷区、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない	事故が発生した場合は、渋谷区、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない
	記録の整備	完了の日から 5年間保管	完了の日から 5年間保管	完了の日から 5年間保管
的な	具体的取り扱い方針	少なくとも月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者に報告	少なくとも月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者に報告	少なくとも月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者に報告



【国基準相当】

	改定前	改定後
通所型サービス1 (事業対象者、要支援1)	1,672単位	1,798単位
通所型サービス2 (事業対象者 、要支援2)	3,428単位	3,621単位
業務継続計画未実施減算	—	基本報酬の1%
高齢者虐待防止措置 未実施減算	—	基本報酬の1%
送迎減算	—	47単位 (片道につき)
運動器機能向上加算	225単位	廃止
複数サービス実施加算 (I)	480単位	廃止
複数サービス実施加算 (II)	700単位	廃止
一体的サービス提供加算	—	480単位
事業所評価加算	120単位	廃止

【通所サービスA】

	改定前	改定後
通所型サービスA 週1回程度	1,340単位	1,464単位
通所型サービスA 週2回程度	2,680単位	2,928単位
運動器機能向上加算	225単位	120単位
一体的サービス提供加算	—	480単位
事業所評価加算	120単位	廃止

※厚生労働省からの通知によって、国基準相当・通所サービスAともに変更の可能性がございます。



【業務継続計画未実施減算】

※業務継続計画未実施減算は渋谷区では国基準相当のみ該当。通所サービスAについて、経過措置として減算規定は設けていない。

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

【算定要件等】

- 以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

※高齢者虐待防止措置未実施減算は渋谷区では国基準相当のみ該当。通所サービスAについて、経過措置として減算規定は設けていない。

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を義務化し、本措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【算定要件等】

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※厚生労働省からの通知によって、国基準相当・通所サービスAともにサービスの詳細に変更の可能性があります。



【送迎減算】

※送迎減算は渋谷区では国基準相当のみ該当。通所サービスAには減算規定は設けていない。

- 事業所が送迎を行わない場合、片道につき47単位を減算する。上限として、通所型サービスⅠを算定している場合には1月につき376単位、通所型サービスⅡを算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

（送迎の範囲について）

- 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

（他介護事業所利用者との同乗について）

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

（障害福祉サービス利用者との同乗について）

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。

【運動器機能向上加算】

- 運動器機能向上加算は国基準相当では廃止されたが、**激変緩和措置として、通所サービスAのみ単位を下げ令和8年度まで3年間継続**する。

【一体的サービス提供加算】

- 以下の要件を**全て満たす場合**、一体的サービス提供加算を算定する。
 - （1）栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
 - （2）利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
 - （3）栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

※厚生労働省からの通知によって、国基準相当・通所サービスAともにサービスの詳細に変更の可能性があります。